

日の里5丁目自主防災会規程（案）

（名称及び組織）

第1条 この会は、日の里5丁目自主防災会（以下「本会」という。）と称し、日の里5丁目町内会居住者をもって組織する。

（目的）

第2条 本会は、自主的な防災活動を行うことにより住民の安全・安心の町内会づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災知識の普及に関すること。
- （2）危険個所の点検に関すること。
- （3）防災資機材の整備に関すること。
- （4）救命、救急訓練に関すること。
- （5）避難訓練に関すること。
- （6）消火訓練に関すること。
- （7）火災予防に関すること。
- （8）要支援者の把握及び支援に関すること。
- （9）その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

（役員）

第4条 本会に次の役員を置く。

- （1）防災会々長 1名
 - （2）防災会副会長 1名
 - （3）防災指導員 1名
 - （4）情報伝達員 21名
 - （5）救護班員 若干名
 - （6）緊急時支援員 若干名
 - （7）会計 1名
2. 防災会の会長は、町内会長をもって充てることが出来る。
 3. 防災会副会長は、町内会推薦者をもって充てることが出来る。
 4. 防災指導員は、消防経験者をもって充てることが出来る。
 5. 情報伝達員は、隣組長をもって充てることが出来る。
 6. 救護班員は、町内会に在住する看護師、ホームヘルパー、介護福祉士等の有資格者をもって充てることが出来る。

7. 緊急時支援員は、民生委員、青少年指導員、福祉会々員、老人クラブ等の会員をもって充てることが出来る。
8. 会計は、町内会の会計をもって充てることが出来る。

(役員の仕事)

第5条 防災会々長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 防災会副会長は、防災会々長を補佐し、防災会々長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 防災指導員は、防災会に対して指導、助言を行う。
4. 情報伝達員は、隣組員に情報の伝達を行う。
5. 救護班員は、救護を行う。
6. 緊急支援員は、緊急時に要支援者の支援を行う。
7. 会計は、防災会の会計を処理する。

(役員の仕事)

第6条 本会の役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 本会の会議は、5丁目町内会の町内定例会と同時に毎月開催する。

2. 災害等により、会議を招集出来ない場合は、緊急連絡網を活用し、会議に代えることが出来る。
3. 防災会の会長は、必要に応じて臨時の会議を招集することが出来る。

(防災関係機関等の助言、指導)

第8条 本会は、消防、警察、宗像市役所、医療機関等から、事業遂行のため適切な指導、助言を受けることが出来るものとする。

(連携体制)

第9条 本会は、災害の状況に応じて消防、警察、宗像市役所、医療機関、日の里地区コミュニティ運営協議会、その他関係機関等と連携する。

(経費)

第10条 本会の運営に必要な経費は、町内会の予算から支出する。

(規程の改廃)

第11条 本規程を改正または廃止をしようとするときは、町内会総会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成 年 月 日から施行し、平成 年 月 日から適用する。

※宗像市指定避難所

日の里東小学校

日の里西小学校

日の里中学校

コミュニティ・センター日の里会館